

平成22年6月11日

葛飾区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

葛飾区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例
(改正部分抜粋) 新旧対照表

現 行							改正案						
第1条から第30条まで (略) 別表 (第4条関係) 補償基礎額表							第1条から第30条まで (略) 別表 (第4条関係) 補償基礎額表						
医 師、 歯 科 医 師 又 は 薬 剤 師 と し て の 経 験 年 数	5年 未 満	5年 以 上	10年 以 上	15年 以 上	20年 以 上	25年 以 上	医 師、 歯 科 医 師 又 は 薬 剤 師 と し て の 経 験 年 数	5年 未 満	5年 以 上	10年 以 上	15年 以 上	20年 以 上	25年 以 上
		10年 未 満	15年 未 満	20年 未 満	25年 未 満			10年 未 満	15年 未 満	20年 未 満	25年 未 満		
1 学 校 医 及 び 学 校 歯 科 医 の 補 償 基 礎 額	6,673 円	8,345 円	11,147 円	12,656 円	14,708 円	15,690 円	1 学 校 医 及 び 学 校 歯 科 医 の 補 償 基 礎 額	6,819 円	8,480 円	11,250 円	12,765 円	14,830 円	15,816 円
2 学 校 薬 剤 師 の 補 償 基 礎 額	5,485 円	6,458 円	7,993 円	9,676 円	10,895 円	12,097 円	2 学 校 薬 剤 師 の 補 償 基 礎 額	5,605 円	6,514 円	7,974 円	9,638 円	10,832 円	12,013 円
備考 1から4まで (略)							備考 1から4まで (略)						
							付 則 (施行期日) 1 この条例は、公布の日から施行する。						

現 行	改正案
	<p>(経過措置)</p> <p>2 改正後の別表（経験年数が10年以上である学校薬剤師の補償基礎額に係る部分を除く。以下この項において同じ。）の規定は、平成22年1月1日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由が生じた公務災害補償並びに適用日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で適用日以後の期間について支給すべきものの補償基礎額について適用し、適用日前に支給すべき事由が生じたその他の公務災害補償の補償基礎額については、同表の規定にかかわらず、なお従前の例による。</p> <p>3 改正後の別表（経験年数が10年以上である学校薬剤師の補償基礎額に係る部分に限る。以下この項において同じ。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支給すべき事由が生じた公務災害補償並びに施行日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で施行日以後の期間について支給すべきものの補償基礎額について適用し、施行日前に支給すべき事由が生じたその他の公務災害補償の補償基礎額については、同表の規定にかかわらず、なお従前の例による。</p> <p>4 適用日から施行日の前日までの間において、改正前の別表（経験年数が10年以上である学校薬剤師の補償基礎額に係る部分を除く。以下同じ。）の規定に基づく傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金（適用日から施行日の前日までの間に係る分に限る。）並びに同表の規定に基づく休業補償、障害補償一時金、遺族補償一時金及び葬祭補償（適用日から施行日の前日までの間に支給すべき事由が生じたものに限る。）として支払われた金額は、これらに相当する改正後の葛飾区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の規定に基づく公務災害補償の内払とみなす。</p>